

は し が き

工業統計調査は、統計法の指定統計第10号として、経済産業省所管のもとに毎年12月31日現在で実施している製造業に関する基本的な統計調査であります。

平成18年及び平成19年調査では従業者規模4人以上の事業所について実施しましたが、平成20年は平成17年と同様に全数調査を実施しました。

この報告書は、平成20年工業統計調査の調査日現在の本市分について、市独自に調査結果をまとめたものです。

本書が各種行政施策や企業経営の基礎資料として、また各方面の研究資料としてご利用いただければ幸いに存じます。

なお、この統計調査の実施に際し、格別のご協力をいただきました各事業所の皆様をはじめ、調査員、指導員の方々並びに関係各位に深く感謝いたしますとともに、今後とも一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成22年4月

久 留 米 市

目 次

調査の概要	4
利用上の注意	5
産業・品目分類の改定について	9
久留米市の工業概観	
工業概観（図1 久留米市の工業の推移）	10
1. 事業所数（図2 産業別事業所数・図3 規模別事業所数）	13
2. 従業者数（図4 産業別従業者数・図5 規模別従業者数）	15
3. 現金給与総額（図6 従業者1人当り現金給与総額の推移・ 図7 産業別従業者1人当り現金給与総額）	17
4. 原材料使用額等（図8 産業別原材料使用額等・図9 産業別原材料率）	19
5. 製造品出荷額等（図10 従業者規模別の構成比・図11 産業別製造品出荷額等の推移）	21
6. 付加価値額等（図12 産業別付加価値額等・図13 産業別付加価値率）	23
7. ゴム産業の動向（図14 ゴム産業の占める地位・ゴム産業と他産業との比較）	29
表 1. 久留米市の工業の推移（従業者4人以上の事業所）	11
表 2. 産業中分類別・従業者規模別 事業所数の推移	14
表 3. 産業中分類別・従業者規模別 従業者数の推移	16
表 4. 産業中分類別・従業者規模別 現金給与総額の推移	18
表 5. 産業中分類別・従業者規模別 原材料使用額等の推移	20
表 6. 産業中分類別・従業者規模別 製造品出荷額等の推移	22
表 7. 産業中分類別・従業者規模別 付加価値額等の推移	24
表 8. 国・県・市別 事業所数の推移	25
表 9. 国・県・市別 従業者数の推移	25
表10. 国・県・市別 製造品出荷額等の推移	26
表11. 国・県・市別 付加価値額等の推移	26
表12. 国・県・市別 1事業所当り従業者数の推移	27
表13. 国・県・市別 1事業所当り製造品出荷額等の推移	27

表 1 4. 国・県・市別 1 事業所当り付加価値額等の推移	27
表 1 5. 国・県・市別 従業者 1 人当り現金給与総額の推移	28
表 1 6. 国・県・市別 従業者 1 人当り製造品出荷額等の推移	28
表 1 7. 国・県・市別 従業者 1 人当り付加価値額等の推移	28

統計表

表 1. 県内市郡別の事業所数・従業者数・製造品出荷額等・付加価値額等	30
表 2. 従業者規模別統計表	31
表 3. 産業中分類別統計表	33
表 4. 従業者 9 人以下の事業所に関する統計表	35
表 5. 従業者 10～19 人の事業所に関する統計表	37
表 6. 従業者 20～29 人の事業所に関する統計表	39
表 7. 従業者 30 人以上の事業所に関する統計表	41
表 8. 久留米市統計区別事業所数・従業者数・製造品出荷額等	49
表 9. 久留米市町別事業所数・従業者数・製造品出荷額等	53

品目編

1. 産業別総括表（品目数、産出事業所数、金額）	62
2. 品目別総括表（産出事業所数、金額）	65
(1) 製造品	65
(2) 加工品	78

附 録

表 1. 産業中分類別事業所数（4 人以上の事業所）	83
表 2. 産業中分類別従業者数（4 人以上の事業所）	84
表 3. 産業中分類別製造品出荷額等（4 人以上の事業所）	85
表 4. 産業中分類別付加価値額等（4 人以上の事業所）	86

参 考

平成 2 0 年工業統計調査票

調査の概要

1. 調査の目的

我が国の工業の実態を把握し、製造業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及びこれに基づく工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される指定統計調査（指定統計第 10 号）である。

3. 調査の期日

平成 20 年工業統計調査は、平成 20 年 12 月 31 日現在で実施し、平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの 1 年間の実績について調査した。

4. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 19 年 11 月総務省告示第 618 号）に掲げる大分類 F－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。

5. 調査票の種類

- イ、甲調査票 従業者 30 人以上の事業所
- ロ、乙調査票 従業者 29 人以下の事業所

6. 調査の方法

製造業の事業所（工場、製造所、作業所等）ごとに、従業者数によりそれぞれ所定の調査票を用い、管理責任者が自計申告したものである。

調査票の配布収集には県知事が任命した調査員が当たり、調査員は市町村長の指揮監督のもとに調査に従事した。

7. 調査事項

事業所の名称及び所在地、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品在庫額等、製造品出荷額等、有形固定資産、工業用地及び工業用水等である。

8. 集計及び公表

経済産業大臣は、調査票を審査・集計し、集計完了の後に公表する。

県知事または市町村長は、工業調査票を集計及び公表のため使用できる。

利 用 上 の 注 意

1. この結果表は現在の久留米市の範囲について集計したもので、合併日以前の調査結果も新市域の数値に組み替えている。
2. この結果表の産業分類は、日本標準産業分類（F－製造業）によった。
3. この結果表の従業者規模区分は、調査期日12月31日現在の従業者数による。
4. この結果表の金額単位は、万円単位（単位未満は四捨五入）で調査されたものを集計したものである。
5. 統計表中の記号は次による。
 - 「 0. 0 」 単位未満のもの
 - 「 — 」 該当数字なし
 - 「 X 」 事業所数が1又は2の数字については、申告者の秘密保護のため秘匿したことを示す。また前後の関係から「X」の数字が判明する場合には、3以上の事業所についても「X」とし、その数は計の欄に含まれている。
 - 「 △ 」 負数であることを示す。
 - 「 … 」 資料がないか不明のもの。
6. この結果表は、本市において独自に集計したものであり、県および経済産業省から公表される数値と相違することがある。
7. 統計数値の単位未満については、四捨五入したため総数と内訳の計とが一致しない場合がある。
8. 集計項目の説明
 - (1) 事業所数 平成20年12月31日現在、1区画を占めて主として製造または加工を行っている事業所で、通常、工場、製作所、製造所、加工所と呼ばれているものの数である。
 - (2) 従業者数 平成20年12月31日現在の常用労働者（正社員・正職員・パート・アルバイト等）数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。
 - 常用労働者には、次のものを含む。
 - イ. 1か月を超える期間を定めて雇われている臨時の者
 - ロ. 前2か月のそれぞれの月において、18日以上雇われた臨時、日雇いの者
 - ハ. 有給の家族従業者
 - ニ. 出向・派遣受入者
 - (3) 現金給与総額 平成20年1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与（退職金、日雇いの給与等）の合計額である。
 - (4) 原材料使用額等 平成20年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計額であり、消費税が含まれている。

原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額である。

燃料使用額は、製造のための燃料のほか、製品の運搬などに使用する車輛の燃料、購入ガス料金等を含んでいる。

電力使用額とは、購入電力の使用料金であり、自家発電は含んでいない。

委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。

製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発などの製造等に関連する外注費で、派遣、委託生産費などの外注費を除く。

転売した商品の仕入額とは、平成20年中に実際に売り上げた転売品（在庫は含まない）に対応する仕入額である。

- (5) 製造品出荷額等 平成20年1年間における製造品出荷額（製造工程から出たくず、廃物の売り払い収入額を含む。）、加工賃収入額及びその他収入額の合計額であり、消費税及び内国消費税が含まれている。

製造品出荷額とは、事業所の所有に属する原材料によって製造されたものを、平成20年中に事業所から出荷した場合の工場出荷額である。

加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃である。

その他の収入額とは、修理料収入、冷蔵保管料、自家発電の剰余電力の販売収入額、転売収入等、製造品出荷額及び加工賃収入額以外の収入額等である。

- (6) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の価額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額により記入したものであり、委託生産品を含み、受託加工品は含まない。
- (7) 有形固定資産に関する数字は帳簿価額による数字であり、帳簿のないものは時価または売買価格による。
- (8) 製造業係数算式は次のとおりである。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品年末在庫額} - \text{半製品年初在庫額})$$

ただし、従業員29人以下の事業所については製造品出荷額+加工賃収入額を計上した。

$$\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製品及び半製品年末在庫額} - \text{製品及び半製品年初在庫額}) - \\ (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

ただし、従業員29人以下の事業所については粗付加価値額により集計した。

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等}$$

$$\text{付加価値率}(\%) = [\text{付加価値額} \div \{\text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})\}] \times 100$$

原材料率 (%) = [原材料使用額等 ÷ {生産額 - (内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100

現金給与率 (%) = [現金給与総額 ÷ {生産額 - (内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100

1 事業所当り、従業者 1 人当りの数値は、各項目を事業所数、従業者数で除して計算した。

- (9) 内国消費税額とは、消費税を除く酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税である。
- (10) 製造品及び加工品分類は日本標準産業・商品分類を工業統計調査用に組み替えたものである。
- (11) 品目別産出事業所数は産業の格付と無関係に、当該品目を出荷した事業所のすべてが集計されている。また、産業別の産出事業所数は品目別の産出事業所数を合計した延べ事業所数であり、したがって、産業編統計表において産業格付けを行って集計した事業所数とは異なる数値となっている。
- (12) 品目編統計表の製造品出荷額には、製造工程から出たくず、廃物は含まれていないため、産業編統計表の製造品出荷額の数値とは若干相違する。
- (13) 平成 19 年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加した。よって、「製造品出荷額等」、「原材料使用額等」、「付加価値額等（付加価値額・粗付加価値額）」、「生産額」及びこれに係る数値は 18 年以前の数値と 19 年以降の数値は接続しない。
- (14) 日本標準産業分類の第 12 回改訂（平成 19 年 11 月）に伴い、平成 20 年調査より新産業分類にて調査を実施している。また、平成 19 年の産業中分類別の数値については新分類に再格付けしたものを掲載している。（9 ページ参照）
- (15) 結果表の産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類によっているが、表中産業名をつぎのとおり略している。（平成 19 年以降分）

09 食料品製造業	食 料 品
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料 ・ 飼 料
11 繊維工業	繊 維
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木 材
13 家具・装備品製造業	家 具
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パ ル プ ・ 紙
15 印刷・同関連業	印 刷
16 化学工業	化 学
17 石油製品・石炭製品製造業	石 油 ・ 石 炭
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プ ラ ス チ ッ ク
19 ゴム製品製造業	ゴ ム
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	な め し 革
21 窯業・土石製品製造業	窯 業 ・ 土 石
22 鉄鋼業	鉄 鋼

2 3	非鉄金属製造業	非 鉄 金 属
2 4	金属製品製造業	金 属
2 5	はん用機械器具製造業	はん用機 械
2 6	生産用機械器具製造業	生産用機 械
2 7	業務用機械器具製造業	業務用機 械
2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
2 9	電気機械器具製造業	電 気 機 械
3 0	情報通信機械器具製造業	情報通信機 械
3 1	輸送用機械器具製造業	輸 送 機 械
3 2	その他の製造業	そ の 他

産業・品目分類の改定について

日本標準産業分類(平成19年11月改訂)に基づき、平成20年調査以降は次の事項が変更となった。

1. 産業、品目番号の変更
2. 旧中分類 11-繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)と「12-衣服・その他の繊維製品製造業」を統合し、「11-繊維工業」を新設
3. 旧中分類 26-一般機械器具製造業、「31-精密機械器具製造業」、「32-その他の製造業」の一部を再編(分割・統合)し、新中分類 25-はん用機械器具製造業、「26-生産用機械器具製造業」、「27-業務用機械器具製造業」を新設
4. 上記の再編(分割・統合)に伴って、旧中分類 11-繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)、「12-衣服・その他の繊維製品製造業」、「26-一般機械器具製造業」、「31-精密機械器具製造業」を廃止

旧 分 類		新 分 類	
産業 中分類 番号	産 業 名 称	産業 中分類 番号	産 業 名 称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	木材・木製品製造業	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業(※1)	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業(※2)	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業(※2)	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業(※3)	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業(※4)	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業(※5)	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業(※6)	32	その他の製造業

(※1)旧中分類 15-パルプ・紙・紙加工品製造業』に属する旧細分類 1592-繊維板』を新中分類 12-木材・木製品製造業』へ移設

(※2)旧中分類 17-化学工業』に属する旧小分類 174-化学繊維製造業』及び、旧中分類 22-窯業・土石製品製造業』に属する旧細分類 「2262-炭素繊維製造業』を新中分類 11-繊維工業』へ移設

(※3)旧中分類 27-電気機械器具製造業』に属する旧細分類 2793-磁気テープ・磁気ディスク製造業』を新中分類 28-電子部品・デバイス・電子回路製造業』へ、旧細分類 2742-ビデオ機器製造業』を新中分類 30-情報通信機械器具製造業』へ移設

(※4)旧中分類 30-輸送用機械器具製造業』に属する旧製造品番号「305912-ショベルトラック』を新中分類 26-生産用機械器具製造業』へ移設

(※5)旧中分類 31-精密機械器具製造業』の内、旧小分類 311-計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、312-測量機械器具製造業、313-医療用機械器具・医療用品製造業、314-理化学機械器具製造業、315-光学器械器具・レンズ製造業』を新中分類 27-業務用機械器具製造業』へ、旧小分類 316-眼鏡製造業、317-時計・同部分品製造業』を新中分類 32-その他製造業』に分割

(※6)旧中分類 32-その他の製造業』に属する旧小分類 328-武器製造業』を新中分類 27-業務用機械器具製造業』へ移設